

ID: 135

担当部署: 福祉環境課

処分の概要	許可の手数料の徴収		
例規名 根拠条項	八頭町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第117号		
<p>【根拠条文】 (許可の手数料) 第9条 次に掲げる許可を受けようとする者は、当該定める手数料を納付しなければならない。 一般廃棄物処理業の許可 6,000円</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日